

南知多町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	町技能労務職				民間同業種		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	22人	53.3歳	215,936円	240,760円			
調理員	12人	52.8歳	217,808円	246,566円			
用務員	10人	53.9歳	213,690円	233,793円			

「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体						1	1	2	2	6	10	
調理員						1	1			5	5	
用務員								2	2	1	5	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

国の行政職俸給表(二)を適用しています。(ただし、級は2級まで(国は5級まで))

イ 諸手当について

一般行政職と同様です。(ホームページ公表の「南知多町の給与・定員管理等について」参照)

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給させています。

2 基本的な考え方

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従事者と比べて高い水準となっていることを踏まえ、国や県及び近隣市町の動向を注視しながらその都度見直しを行うと共に、職員数については、南知多町集中改革プランに基づき、退職職員の補充者を抑制しながら適正化に向けた取組を推進していきます。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表について

国の行政職俸給表(二)を適用しており、今後も同様とします。

(2) 諸手当について

他の団体や民間との比較を行う中で適正化に努めます。

(3) 昇給のあり方

一般行政職員と同様に技能労務職員についても人事評価制度を導入しており、今後も評価に応じた適切な昇給運用を行います。

4 その他

厳しい財政運営が続いている中、給与の適正化及び職員の減員は避けて通れない状況にあります。このような状況を踏まえ次のような見直しを検討していきたいと考えています。

(1) 退職者の補充を抑制し職員数の適正化に努めます。

(2) 事務事業の見直しを行い民間委託できる業務があるかどうか検討します。